令和５年度名古屋市教育委員会第41号議案

名古屋市学校施設使用規則の一部を改正する規則案について

１　改正理由・内容

名古屋市立の小学校、中学校及び特別支援学校の体育館において、授業や部活動時の熱中症対策や、避難所の環境改善を図るため、冷暖房設備の整備事業を行っています。令和５年度をもって、全ての中学校及び特別支援学校の体育館に冷暖房設備の設置が完了するため、令和６年度より、体育館の冷暖房の使用者から、冷暖房の使用に係る料金を徴収するために規定を整備します。

２　施行期日

令和６年４月１日から施行します。

３　規則案

別紙のとおり

（令和６年３月22日提出　総務部総務課）

㊟

名古屋市学校施設使用規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和６年３月　日

名古屋市教育委員会教育長　　坪　田　知　広

名古屋市教育委員会規則第　号

名古屋市学校施設使用規則の一部を改正する規則

名古屋市学校施設使用規則（昭和25年名古屋市教育委員会規則第６号）の一部を次のように改正する。

第１号様式及び第２号様式を次のように改める。

第１号様式

学校施設使用許可申請書

年　　月　　日

（宛先）名古屋市教育委員会

（申 請 者）
住　　所（団体は主たる事務所の所在地及び名称）
（ふりがな）
氏　　名（団体は代表者氏名）
生年月日（団体は代表者生年月日）
電　　話　　―

次のとおり学校施設の使用を許可してくださるよう申請します。

使用施設	名古屋市立　　学校（幼稚園）	1　体育館兼講堂 2　普通教室 （　　室） 3　特別活動室 4　武道場 5　その他の施設 （　　）
		体育館の冷暖房設備 使用する・しない
使用目的		
使用日時	年　月　日（　曜日）午前／午後　時　分から　午前／午後　時　分まで（　時間　分）	
参集者	人	会費又は料金：徴収しない・する　1人　円　合計　円
参集者及び火気取締方法		
使用時間中の責任者	住所 氏名　　電話　　―	
その他		

ここから下は申請者において記入の必要がありません。

学校の長の意見	上記申請による使用の許可は、当学校において支障が{ある／ない}ことを副申します。 年　月　日 名古屋市立　　学校（幼稚園）長

使用料	円	徴収年月日	年　月　日
納入通知書番号	No.	許可書交付年月日	年　月　日

備考　１　名古屋市暴力団排除条例第６条の規定に基づく措置について記載する。

２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

第２号様式

<table>
<tr><td colspan="4">学校施設使用許可（不許可通知）書</td></tr>
<tr><td colspan="4">年　　月　　日
（申 請 者）
住　　所（団体は主たる事務所の所在地及び名称）
氏　　名（団体は代表者氏名）
電　　話　　―</td></tr>
<tr><td rowspan="2">使　用　施　設</td><td colspan="2" rowspan="2">名古屋市立　　学校（幼稚園）</td><td>1　体育館兼講堂
2　普 通 教 室
（　　室）
3　特別活動室
4　武　道　場
5　その他の施設
（　　）</td></tr>
<tr><td>体育館の冷暖房設備
使用する・しない</td></tr>
<tr><td>使　用　目　的</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>使　用　日　時</td><td colspan="3">年　月　日（　曜日）　午前／午後　時　分から　午前／午後　時　分まで（時間　分）</td></tr>
<tr><td>参　集　者</td><td>人</td><td>会費又は料金</td><td>徴収しない・する　１人　円
合計　円</td></tr>
<tr><td>参集者及び火気取締方法</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>使用時間中の責任者</td><td colspan="3">住所
氏名　　電話　　―</td></tr>
<tr><td>条　　件</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

上記のことについては、使用を許可 {します。／しないので、通知します。}

年　　月　　日

名古屋市教育委員会　印

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

附　則

1　この規則は、令和６年４月１日から施行する。

2　この規則の施行の際現にこの規則による改正前の名古屋市学校施設使用規則（以下「旧規則」という。）の規定に基づいて提出されている申請書は、この規則による改正後の名古屋市学校施設使用規則（以下「新規則」という。）の規定に基づいて提出されたものとみなす。

3　この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づいて交付されている許可書は、新規則の規定に基づいて交付されたものとみなす。

4　この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づいて作成されている用紙で残量のあるものについては、新規則の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。